

平成 28 年 2 月 22 日

各 位

会 社 名 株式会社ティーガイア

代表者名 代表取締役社長

澁谷 年史

(コード:3738 東証第1部)

問 合 せ 先 上席執行役員 経営企画部長 侯野 通宏

(TEL. 03-6409-1010)

自己株式の取得及び自己株式の公開買付けに関するお知らせ

当社は、平成28年2月22日付の取締役会において、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。)第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づく自己株式の取得及びその具体的な取得方法として、下記のとおり、自己株式の公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)を行うことを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 買付け等の目的

当社は、業績の進展状況に応じて、将来の事業展開と経営基盤の強化のために必要な内部留保を確保しながら、配当性向30%以上を目途として利益還元を実施することを基本方針としております。また、当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応して機動的な資本政策を遂行するためのものであります。

かかる状況下、平成 27 年 12 月初旬、当社の主要株主である第二位株主の三菱商事株式会社(以下「三菱商事」といいます。本日現在の保有株式 13,045,400 株、発行済株式総数(79,074,000 株)に対する割合 16.50%(小数点以下第三位を四捨五入。以下、発行済株式総数に対する割合の計算において同じとします。))より、その保有する当社株式の全部を売却したい意向がある旨の連絡を受けました。なお、当社は過去にも三菱商事の保有する当社株式につきまして、平成 26 年 2 月 3 日から平成 26 年 3 月 3 日までを買付け等の期間とした公開買付けの手法により、10,300,000 株(発行済株式総数(79,005,600 株。決済の開始日である平成 26 年 3 月 26 日時点)に対する割合 13.04%)を買い付けております。

当社は、三菱商事からの連絡を受け、一時的にまとまった数量の当該株式が市場に放出された場合における当社株式の流動性及び市場価格への影響、並びに当社の財務状況等を鑑み、当社取引先との関係強化を目的とした第三者による取得の可能性や当社が自己株式として買い付けることについての検討を開始いたしました。

その結果、当社が自己株式として買い付けることは、過去にも実施してきたとおり当社の1株当たり当期 純利益(EPS)の向上や自己資本当期純利益率(ROE)などの資本効率の向上に寄与すること、かか る自己株式の取得を行う場合には従前より設定している金融機関からの借入枠内にて調達した資金の一部 (14,500,000 千円)を充当いたしますが、かかる借入れの実施を前提としても当社の財務状態や配当方針に大きな影響を与えないこと、当社の今後の事業運営や財務の健全性及び安定性を維持できる見込みであること、また第三者による取得については、三菱商事が売却を希望する株式数が第三者に譲渡された場合には、状況によっては当社の資本政策や事業戦略の見直しによる既存株主への影響も想定される一方、三菱商事の希望する売却時期までに当社取引先との関係強化が見込まれる第三者を見つけることが困難であったこと等を総合的に勘案し、当社が自己株式として買い付けることといたしました。また、自己株式の具体的な取得方法につきましては、株主間の平等性、取引の透明性という観点から、公開買付けの手法が適切であると判断いたしました。

なお、本公開買付けにおける買付け等の価格(以下「公開買付価格」といいます。)の決定に際しては、 当社株式が金融商品取引所に上場されていること、上場会社の行う自己株式の取得が金融商品取引所を通 じた市場買付けによって行われることが多いことを勘案し、基準の明確性及び客観性を重視し、当社株式 の市場価格を基礎に検討を行いました。さらに、当社株式の適正な時価を算定するには、市場価格が経済 状況その他の様々な要因により日々変動しうるものであることから、一定期間の株価推移を考慮すること が望ましいと考えました。その上で、本公開買付けに応募せず当社株式を引き続き保有する株主の皆様の 利益を尊重する観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、市場価格に一定のディスカウントを 行った価格で買い付けることが望ましいと判断いたしました。

そこで当社は、平成27年12月下旬、三菱商事に対し、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)市場第一部における一定期間の当社株式の終値平均値に対してディスカウントを行った価格での公開買付けを実施した場合の応募について提案しました。その結果、当社が本公開買付けの実施を決議した場合、三菱商事が保有する当社株式の全部(13,045,400株、発行済株式総数に対する割合16.50%)について応募を前向きに検討する旨の回答を平成28年1月上旬に得られました。それを受けて、当社において熟慮検討したのち、平成28年2月中旬にかけて本公開買付けの具体的な条件について、三菱商事と協議いたしました(具体的な条件については、後記「3.買付け等の概要」の「(3)買付け等の価格の算定根拠等」の「①算定の基礎」をご参照ください。)。その結果、三菱商事より当該条件にて三菱商事が保有する当社株式の全部(13,045,400株、発行済株式総数に対する割合16.50%)について、本公開買付けに対して応募する意向がある旨の回答を平成28年2月中旬に得られました。

以上を踏まえ、当社は、平成28年2月22日付の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により 読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づき、13,100,100株(発行済株式総数 に対する割合16.57%)を上限として自己株式の取得を行うこと、及びその具体的な取得方法として、本公開買付けを実施すること、並びに公開買付価格は一定期間(本公開買付けの実施を決議した取締役会の決議日である平成28年2月19日の東京証券取引所市場第一部における当社株式の終値1,187円、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値1,231円(円未満四捨五入、以下単純平均値の計算において同じとします。)、同過去3ヶ月間の終値の単純平均値1,332円、同過去6ヶ月間の終値の単純平均値1,579円、同過去12ヶ月間の終値の単純平均値1,693円)の株価平均を踏まえて、いずれに対してもディスカウントを行った価格である979円とすることを決議いたしました。

また、当社は三菱商事との間で、平成28年2月22日付で本公開買付けに三菱商事が保有する当社株式の全部(13,045,400株、発行済株式総数に対する割合16.50%)を応募する旨の公開買付けに関する応募契約を締結しております。応募契約において、三菱商事は、三菱商事が保有する当社株式の全部(13,045,400

株、発行済株式総数に対する割合 16.50%)を応募する旨を合意しております。また、応募の結果成立した応募予定株式の買付けに係る契約を解除しない旨を合意しております。但し、①応募契約上の当社の表明保証(注1)が重大な点において真実でない又は不正確である場合、②当社が応募契約上の義務(注2)に重大な点において違反した場合又は③(i)本公開買付けに係る公開買付価格を上回る買付け等の価格で第三者による当社株式に対する公開買付けが実施され、かつ、(ii)(a)当社が当該公開買付けに対し賛成の意見表明を行った場合又は(b)三菱商事と当社の間で三菱商事が本公開買付けに応募しない旨の合意をした場合の①乃至③のいずれかに該当する場合には、三菱商事は本公開買付けに応募する義務及び応募の結果成立した応募予定株式の買付けに係る契約を解除しない義務を負わない旨規定されています。

また、三菱商事は、本日現在、当社の主要株主に該当しておりますが、本公開買付けに係る応募がなされた場合、当社の主要株主に該当しない見込みとなり、主要株主の異動が生じる予定です。

なお、本日現在、当社の主要株主である筆頭株主の住友商事株式会社は当社のその他の関係会社に該当しておりますが、本公開買付けの結果によっては、自己株式の取得に伴い議決権比率が上昇し、当社の親会社に該当する可能性があります。また株式会社光通信は、当社の主要株主に該当しておりますが、本公開買付けの結果によっては、自己株式の取得に伴い議決権比率が上昇し、その他の関係会社に該当する可能性があります。これらの異動が判明した場合には、速やかに開示をする予定です。

本公開買付けにより取得した自己株式の処分等の方針については、将来の使途(将来的なM&A等の資本 戦略への備えを含みますが、これらに限りません。)に応じて充当させていただく予定ですが、その具体的 な時期等は未定です。

- (注1) 応募契約においては、当社の表明保証事項としては、当社による本契約の締結及び履行は、法 令等に違反するものではないことが規定されております。
- (注2) 応募契約において、当社は、①本公開買付けを実施する義務、②当社が本公開買付けの条件を変更し又は本公開買付けを撤回する場合のその内容、時期等に関して事前に三菱商事と誠実に協議する義務、③当社が応募契約上の義務に違反した場合又は当社の表明保証に違反があった場合の補償義務、④秘密保持義務、⑤当社に課される公租公課及び当社の費用を負担する義務、⑥応募契約上の地位又は応募契約に基づく権利義務の処分禁止に係る義務、及び⑦応募契約に定めのない事項についての誠実協議義務を負っております。
- 2. 自己株式の取得に関する取締役会決議内容(平成28年2月22日開示)

(1) 決議内容

株券等の種類	総数	取得価額の総額	
普通株式	13, 100, 100 株(上限)	12, 824, 997, 900 円(上限)	

- (注1) 発行済株式総数 79,074,000株 (平成27年12月31日現在)
- (注2) 発行済株式総数に対する割合 16.57% (小数点以下第三位を四捨五入)
- (注3) 取得する期間 平成28年2月23日 (火曜日) から平成28年4月28日 (木曜日) まで
- (2) 当該決議に基づいて既に取得した自己の株式に係る上場株券等 該当事項はありません。

3. 買付け等の概要

(1) 日程等

① 取締役会決議	平成 28 年 2 月 22 日 (月曜日)	
② 公開買付開始公告日	平成 28 年 2 月 23 日 (火曜日)	
	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。	
	(電子公告アドレス http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/)	
③ 公開買付届出書提出日	平成 28 年 2 月 23 日 (火曜日)	
④ 買付け等の期間	平成 28 年 2 月 23 日 (火曜日) から平成 28 年 3 月 22 日 (火曜日) まで (20	
	営業日)	

(2) 買付け等の価格

普通株式1株につき、金979円

(3) 買付け等の価格の算定根拠等

①算定の基礎

当社は、公開買付価格の算定に際して、当社株式が金融商品取引所に上場されていること、上場会社の行う自己株式の取得が金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることが多いことを勘案し、基準の明確性及び客観性を重視し、当社株式の市場価格を基礎に検討を行いました。さらに、当社株式の適正な時価を算定するには、市場価格が経済状況その他の様々な要因により日々変動しうるものであることから、一定期間(本公開買付けの実施を決議した取締役会の決議日である平成28年2月22日の前営業日である平成28年2月19日の東京証券取引所市場第一部における当社株式の終値1,187円、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値1,231円、同過去3ヶ月間の終値の単純平均値1,332円、同過去6ヶ月間の終値の単純平均値1,579円、同過去12ヶ月間の終値の単純平均値1,693円)の株価推移を考慮することが望ましいと考えました。その上で、本公開買付けに応募せず当社株式を引き続き保有する株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、市場価格に一定のディスカウントを行った価格で買い付けることが望ましいと判断いたしました。

そこで当社は、平成 27 年 12 月下旬、三菱商事に対し、東京証券取引所市場第一部における一定期間の当社株式の終値平均値に対してディスカウントを行った価格での公開買付けを実施した場合について提案しました。その結果、当社が本公開買付けの実施を決議した場合、三菱商事が保有する当社株式の全部(13,045,400 株、発行済株式総数に対する割合 16.50%)について応募を前向きに検討する旨の回答を平成 28 年 1 月上旬に得られました。それを受けて、当社において熟慮検討したのち、平成 28 年 2 月中旬にかけて本公開買付けの具体的な条件について、三菱商事と協議いたしました。

具体的な条件として、当社は、当社の財務状況、直近の株価動向及び過去の自己株式の公開買付けの事例において決定された買付価格の市場価格に対するディスカウント率等を参考として公開買付価格について検討を行い、直近の市場株価に対して17.5%程度のディスカウントを行った価格を公開買付価格とする旨を三菱商事に提案し、三菱商事より、当該条件にて当社が本公開買付けの実施を決議した場合、三菱商事が保有する当社株式の全部(13,045,400 株、発行済株式総数に対する割合

16.50%) について本公開買付けに対して応募する意向がある旨の回答を平成28年2月中旬に得られました。

以上を踏まえ、当社は、平成28年2月22日付の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づき、13,100,100株(発行済株式総数に対する割合16.57%)を上限として自己株式の取得を行うこと、及びその具体的な取得方法として、本公開買付けを実施すること、並びに公開買付価格は一定期間(本公開買付けの実施を決議した取締役会の決議日である平成28年2月22日の前営業日である平成28年2月19日の東京証券取引所市場第一部における当社株式の終値1,187円、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値1,231円、同過去3ヶ月間の終値の単純平均値1,332円、同過去6ヶ月間の終値の単純平均値1,579円、同過去12ヶ月間の終値の単純平均値1,693円)の株価平均を踏まえて、いずれに対してもディスカウントを行った価格である979円とすることを決議いたしました。

なお、公開買付価格である 979 円は、本公開買付けの実施を決議した取締役会の決議日である平成 28 年 2 月 22 日の前営業日である平成 28 年 2 月 19 日の東京証券取引所市場第一部における当社株式 の終値 1,187 円に対して 17.52% (小数点以下第三位を四捨五入、以下ディスカウント率の計算において同じとします。)、同日までの過去 1 ヶ月間の終値の単純平均値 1,231 円に対して 20.47%、同過去 3 ヶ月間の終値の単純平均値 1,332 円に対して 26.50%、それぞれディスカウントを行った価格となっております。

また、当社は、平成 26 年 1 月 31 日開催の取締役会において決議された自己株式の公開買付けにおいて、三菱商事及びその他株主から 10,300,200 株 (発行済株式総数 (79,005,600 株。決済の開始日である平成 26 年 3 月 26 日時点)に対する割合 13.04%)を 1 株につき金 850 円で取得しております。買付価格の算定に際しては、基準の明確性及び客観性を重視し、当社株式の市場価格を基礎としており、当該買付価格 850 円と本公開買付けの公開買付価格との差異 (129 円)は、参考となる当社株式の市場価格の変動及びディスカウント率の相違によるものであります。

②算定の経緯

当社は、業績の進展状況に応じて、将来の事業展開と経営基盤の強化のために必要な内部留保を確保しながら、配当性向30%以上を目途として利益還元を実施することを基本方針としております。また、当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応して機動的な資本政策を遂行するためのものであります。

かかる状況下、平成 27 年 12 月初旬、当社の主要株主である第二位株主の三菱商事より、その保有する当社株式の全部を売却したい意向がある旨の連絡を受けました。

当社は、三菱商事からの連絡を受け、一時的にまとまった数量の当該株式が市場に放出された場合における当社株式の流動性及び市場価格への影響、並びに当社の財務状況等を鑑み、当社取引先との関係強化を目的とした第三者による取得の可能性や当社が自己株式として買い付けることについての検討を開始いたしました。

その結果、当社が自己株式として買い付けることは、過去にも実施してきたとおり当社の1株当たり当期純利益(EPS)の向上や自己資本当期純利益率(ROE)などの資本効率の向上に寄与すること、かかる自己株式の取得を行う場合には従前より設定している金融機関からの借入枠内にて調達

した資金の一部 (14,500,000 千円) を充当いたしますが、かかる借入れの実施を前提としても当社の財務状態や配当方針に大きな影響を与えないこと、当社の今後の事業運営や財務の健全性及び安定性を維持できる見込みであること、三菱商事が売却を希望する株式数が第三者に譲渡された場合には、状況によっては当社の資本政策や事業戦略の見直しによる既存株主への影響も想定される一方、三菱商事の希望する売却時期までに当社取引先との関係強化が見込まれる第三者を見つけることが困難であったこと等を総合的に勘案し、当社が自己株式として買い付けることといたしました。また、自己株式の具体的な取得方法につきましては、株主間の平等性、取引の透明性という観点から、公開買付けの手法が適切であると判断いたしました。

なお、公開買付価格の決定に際しては、当社株式が金融商品取引所に上場されていること、上場会社の行う自己株式の取得が金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることが多いことを勘案し、基準の明確性及び客観性を重視し、当社株式の市場価格を基礎に検討を行いました。さらに、当社株式の適正な時価を算定するには、市場価格が経済状況その他の様々な要因により日々変動しうるものであることから、一定期間の株価推移を考慮することが望ましいと考えました。その上で、本公開買付けに応募せず当社株式を引き続き保有する株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、市場価格に一定のディスカウントを行った価格で買い付けることが望ましいと判断いたしました。

そこで当社は、平成27年12月下旬、三菱商事に対し、東京証券取引所市場第一部における一定期間の当社株式の終値平均値に対してディスカウントを行った価格での公開買付けを実施した場合の応募について提案しました。その結果、当社が本公開買付けの実施を決議した場合、三菱商事が保有する当社株式の全部(13,045,400株、発行済株式総数に対する割合16.50%)について応募を前向きに検討する旨の回答を平成28年1月上旬に得られました。それを受けて、当社において熟慮検討したのち、平成28年2月中旬にかけて本公開買付けの具体的な条件について、三菱商事と協議いたしました。

具体的な条件として、当社は、当社の財務状況、直近の株価動向及び過去の自己株式の公開買付けの事例において決定された買付価格の市場価格に対するディスカウント率等を参考として公開買付価格について検討を行い、直近の市場株価に対して17.5%程度のディスカウントを行った価格を公開買付価格とする旨を三菱商事に提案し、三菱商事より、当該条件にて当社が本公開買付けの実施を決議した場合、三菱商事が保有する当社株式の全部(13,045,400 株、発行済株式総数に対する割合16.50%)について本公開買付けに対して応募する意向がある旨の回答を平成28年2月中旬に得られました。

以上を踏まえ、当社は、平成 28 年 2 月 22 日付の取締役会において、会社法第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条第 1 項及び当社定款の規定に基づき、13,100,100 株(発行済株式総数に対する割合 16.57%)を上限として自己株式の取得を行うこと、及びその具体的な取得方法として、本公開買付けを実施すること、並びに公開買付価格は一定期間(本公開買付けの実施を決議した取締役会の決議日である平成 28 年 2 月 22 日の前営業日である平成 28 年 2 月 19 日の東京証券取引所市場第一部における当社株式の終値 1,187 円、同日までの過去 1 ヶ月間の終値の単純平均値 1,231 円、同過去 3 ヶ月間の終値の単純平均値 1,332 円、同過去 6 ヶ月間の終値の単純平均値 1,579円、同過去 12 ヶ月間の終値の単純平均値 1,693 円)の株価平均を踏まえて、いずれに対してもディスカウントを行った価格である 979 円とすることを決議いたしました。

(4) 買付予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	超過予定数	計
普通株式	13, 100, 000 株	_	13, 100, 000 株

- (注1) 応募株券等の総数が買付予定数 (13,100,000 株) を超えない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。応募株券等の総数が買付予定数 (13,100,000 株) を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、金融商品取引法 (昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。) 第 27 条の 22 の 2 第 2 項において準用する法第 27 条の 13 第 5 項及び発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成 6 年大蔵省令第 95 号。その後の改正を含みます。) 第 21 条に規定するあん分比例の方式により株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。
- (注2) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、当社は法令の手続に従い買付け等の期間 (以下「公開買付期間」といいます。)中に自己の株式を買い取ることがあります。

(5) 買付け等に要する資金

12,847,900,000 円

(注) 買付予定数 (13,100,000 株) を全て買い付けた場合の買付代金に、買付手数料及びその他費用 (公開買付けに関する公告に要する費用及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費用等の諸費用) の見積額を合計したものです。

(6) 決済の方法

- ① 買付け等の決済をする証券会社・銀行等の名称及び本店の所在地SMBC日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号
- ② 決済の開始日平成28年4月13日(水曜日)

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)の住所又は所在地宛に郵送します。買付けは、現金にて行います。買付代金より適用ある源泉徴収税額(注)を差し引いた金額を決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金します。

- (注) 公開買付けにより買い付けられた株式に対する課税関係について
- (イ) 日本の居住者及び国内に恒久的施設を有する非居住者である個人株主の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、当社の資本金等の額(連結法人の場合には 連結個別資本金等の額)のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過する場 合は、当該超過部分の金額は配当所得とみなして課税されます。当該配当所得とみなされる金額 については、原則として 20.315% (所得税及び復興特別所得税 15.315%、住民税 5%) の額が源泉徴収されます。但し、租税特別措置法施行令第4条の6の2第12項に規定する大口株主等に該当する場合には、20.42% (所得税及び復興特別所得税のみ) の額が源泉徴収されます。

交付を受ける金銭の額のうち上記以外の金額については、株式等の譲渡所得等に係る収入金額として、取得費等との差額は原則として申告分離課税の適用対象となります。

(ロ) 国内に恒久的施設を有しない居住者である個人株主の場合

配当所得とみなされる金額については、原則として15.315%(所得税及び復興特別所得税のみ)の額が源泉徴収されます。但し、租税特別措置法施行令第4条の6の2第12項に規定する大口株主等に該当する場合には、20.42%(所得税及び復興特別所得税のみ)の額が源泉徴収されます。

(ハ) 法人株主の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、当社の資本金等の額(連結法人の場合には連結個別資本金等の額)のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過する場合は、当該超過部分の金額は配当とみなされ、原則として15.315%(所得税及び復興特別所得税のみ)の額が源泉徴収されます。

なお、外国人株主等のうち、適用のある租税条約に基づき、かかるみなし配当金額に対する所 得税及び復興特別所得税の軽減又は免除を受けることを希望する株主等は、公開買付代理人に対 して平成28年3月22日までに租税条約に関する届出書をご提出ください。

(7) その他

① 本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段(電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。)を使用して行われるものではなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から、本公開買付けに応募することはできません。

また、公開買付届出書又は関連する買付書類は米国内において若しくは米国に向けて又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けに応募する方(外国人株主等の場合はその常任代理人)はそれぞれ、以下の表明・保証を行うことを要求されます。

応募者が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと、応募者が本公開買付けに関するいかなる情報若しくは買付けに関する書類を、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと、買付け若しくは公開買付応募申込書の署名乃至交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段(電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。)又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと、及び他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動している者ではないこと(当該他の者

が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。)。

- ② 当社は三菱商事との間で、平成28年2月22日付で本公開買付けに三菱商事が保有する当社株式の全部(13,045,400株、発行済株式総数に対する割合16.50%)を応募する旨の公開買付けに関する応募契約を締結しております。応募契約において、三菱商事は、三菱商事が保有する当社株式の全部(13,045,400株、発行済株式総数に対する割合16.50%)を応募する旨を合意しております。また、応募の結果成立した応募予定株式の買付けに係る契約を解除しない旨を合意しております。但し、① 応募契約上の当社の表明保証(注1)が重大な点において真実でない又は不正確である場合、②当社が応募契約上の義務(注2)に重大な点において違反した場合又は③(i)本公開買付けに係る公開買付価格を上回る買付け等の価格で第三者による当社株式に対する公開買付けが実施され、かつ、(ii)(a)当社が当該公開買付けに対し賛成の意見表明を行った場合又は(b)三菱商事と当社の間で三菱商事が本公開買付けに応募しない旨の合意をした場合の①乃至③のいずれかに該当する場合には、三菱商事は本公開買付けに応募する義務及び応募の結果成立した応募予定株式の買付けに係る契約を解除しない義務を負わない旨規定されています。
 - (注1) 応募契約においては、当社の表明保証事項としては、当社による本契約の締結及び履行は、法 令等に違反するものではないことが規定されております。
 - (注2) 応募契約において、当社は、①本公開買付けを実施する義務、②当社が本公開買付けの条件を変更し又は本公開買付けを撤回する場合のその内容、時期等に関して事前に三菱商事と誠実に協議する義務、③当社が応募契約上の義務に違反した場合又は当社の表明保証に違反があった場合の補償義務、④秘密保持義務、⑤当社に課される公租公課及び当社の費用を負担する義務、⑥応募契約上の地位又は応募契約に基づく権利義務の処分禁止に係る義務、及び⑦応募契約に定めのない事項についての誠実協議義務を負っております。

(ご参考) 平成27年12月31日時点の自己株式の保有

発行済株式総数(自己株式を除く)

68,773,643 株

自己株式

10, 300, 357 株

以上